

第2回国と地方の協議の場（10月12日）

配付資料

- 1 「国と地方の協議の場について」内閣官房長官への申し入れ
（平成16年10月5日）… 1
- 2 「国と地方の協議の場について」内閣官房長官への申し入れ
（平成16年10月6日）… 2
- 3 地方分権に関する閣議決定事項…………… 3
- 4 ①義務教育費国庫負担金の取扱いについての大臣合意事項
（平成14年12月18日 総務・財務・文科三大臣合意）… 7
②義務教育費国庫負担金に関する一般財源化等の経緯について … 8
- 5 ①義務教育におけるあるべき国と地方の役割分担について（案）… 9
②岐阜県の目指す自治体教育 …… 10
- 6 ①生活保護費負担金及び児童扶養手当給付費負担金に関する緊急
意見 （平成15年11月28日）… 12
②生活保護費負担金の見直しに関する談話
（平成16年8月5日）… 13
- 7 税源移譲に関する考え方についての声明
（平成16年10月8日）… 14
- 8 国と地方の歳出の伸びの比較（平成15年度～16年度）… 15
- 9 国による関与・規制の見直し等について…………… 16

平成16年10月5日

内閣官房長官
細田博之様

地方六団体
全国知事会会長 梶原 拓
全国都道府県議会議長会会長 上田 信雅
全国市長会会長 山出 保
全国市議会議長会会長 片山 尹
全国町村会会長 山本 文男
全国町村議会議長会会長 中川 圭一

「国と地方の協議の場」について

地方六団体は、政府からの要請に応じ、8月24日「国庫補助負担金等に関する改革案」を提示いたしましたが、その提示の前提条件として設置を求めていた「国と地方の協議機関」については、9月14日「国と地方の協議の場」として第1回目が開催されたところであります。

我々が求めた「国と地方の協議機関」設置の目的は、今後政府が示される「三位一体の改革の全体像」等に地方の意見が確実に反映されることを担保することにより、真の三位一体の改革の実現を図ることにあります。

我々は、今回政府から改革の具体案の提出の要請を受けて以来、多くの困難を乗り越えて改革案を取りまとめたものでありますので、かねてから申し上げているとおり、まずは、地方の改革案の実現に向け、政府において速やかに改革案をまとめ提示していただきたいと考えております。

従って、「国と地方の協議の場」においては、地方六団体の改革案の個別補助金の取扱いの是非等について議論するのではなく、政府として税源移譲の内容、国庫補助負担金改革、地方交付税改革の方向についての包括的、全体的な改革案を提示され、それに基づき協議を行う、といった我々地方六団体が求めている趣旨に沿った運営にさせていただくよう、申し入れます。なお、この点については9月22日、「地方六団体会長会議」においても改めて確認したことを申し添えます。

平成16年10月6日

内閣官房長官
細田博之様

地方六団体

全国知事会会長 梶原 拓

全国都道府県議会議長会会長 上田 信雅

全国市長会会長 山出 保

全国市議会議長会会長 片山 尹

全国町村会会長 山本文男

全国町村議会議長会会長 中川 圭一

「国と地方の協議の場」について

10月5日、貴職と地方六団体の代表が「国と地方の協議の場」について意見交換し、その結果を踏まえ、「国と地方の協議の場」が次の各事項に十分配慮して運営されることを前提に協議を進めることといたします。

1. 地方六団体として、各省大臣に対し、地方分権の進め方等について意見を求めるものとする。
2. 地方六団体が提示した改革案について、各省大臣が意見を述べる場合には、代替案・修正案の提示を求めるものとする。
3. 税源移譲の姿、地方交付税のあり方等三位一体の改革の総論的な事項を議題として、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣及び経済財政政策担当大臣と協議する機会を早期に設定する。

地方分権に関する閣議決定事項

経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003（H15.6.27閣議決定）

（抜粋）

第1部 日本経済の課題

1. 日本経済の体質強化

構造改革の基本理念は、「改革なくして成長なし」、「民間でできることは民間に」、「地方でできることは地方に」という方針に集約される。

3. 「3つの宣言」と「7つの改革」

構造改革が目指す目標は、「経済活性化」、「国民の『安心』の確保」、「将来世代に責任が持てる財政の確立」の3つを実現することである。大胆な規制改革などにより民間の持てる力を最大限引き出さなければ、元気な日本経済は実現しない。国民が老後や医療に不安を抱えていては、元気な日本経済は実現できない。財政が破綻するおそれがある場合は、元気な日本経済は実現できない。

構造改革の勢いを維持するには、これまで以上に国民の生活に密着した分野での構造改革を行い、「日本が変わった」と国民が実感できるようにすることが必要である。このためには、「官から民へ」を明確に制度・規制改革として実現し、「国から地方へ」を、地域の視点・現場重視の発想により積極的に推進し、財政構造改革を進める中で予算配分を抜本的に見直しながら新しい予算編成プロセスの導入を実現しなければならない。

第2部 構造改革への具体的な取組

6. 「国と地方」の改革

———「三位一体の改革」を推進し、地方が決定すべきことは地方が自ら決定するという地方自治の本来の姿の実現に向け改革。

【改革のポイント】

「官から民へ」、「国から地方へ」の考え方の下、地方の権限と責任を大幅に拡大し、国と地方の明確な役割分担に基づいた自主・自立の地域社会からなる地方分

権型の新しい行政システムを構築していく必要がある。このため、事務事業及び国庫補助負担事業のあり方の抜本的な見直しに取り組むとともに、地方分権の理念に沿って、国の関与を縮小し、税源移譲等により地方税の充実を図ることで、歳入・歳出両面での地方の自由度を高める。

これにより、受益と負担の関係を明確化し、地方が自らの支出を自らの権限、責任、財源で賄う割合を増やし、真に住民に必要な行政サービスを地方自らの責任で自主的、効率的に選択する幅を拡大する。

はじめに 日本経済の現状と構造改革が目指すところ

2. 「集中調整期間」から「重点強化期間」へ

平成17年度以降の課題は、「官から民へ」、「国から地方へ」といったこれまでの改革についてより本格的な取組を行うとともに、人口減少や国際環境の変化など新たな条件の下での成長基盤を確立することである。平成17年度及び平成18年度の2年間を「重点強化期間」と位置づけ、日本銀行と一体となった政策努力によりデフレからの脱却を確実なものとしつつ、新たな成長に向けた基盤の重点強化を図る。このような取組の結果、平成18年度以降は名目成長率で概ね2%程度あるいはそれ以上の成長経路を辿ると見込まれる。

「重点強化期間」における主な課題は次のとおりである。

第一に、「官から民へ」、「国から地方へ」を徹底させ、民間や地域の知恵が主導する経済社会システムをつくりあげる。そのために、行政の事後チェック機能を強化しつつ、官でなければできない業務を明確化する作業に取り組むとともに、国による地方公共団体への規制の見直しなど地方の裁量権拡大に取り組む。また、郵政民営化の準備を完了させる。

第1部. 「重点強化期間」の主な改革

1. 「官から民へ」、「国から地方へ」の徹底

（3）地域の真の自立

（地方の裁量権の拡大と地方行革の推進）

- ・地方分権改革推進会議等の成果を踏まえ、「地域主権」の推進を図るため、国の過度の関与が地方の主体的な決定や創意工夫ある行財政改革への取組の支障とならないよう、必置規制や義務付け等、国による地方公共団体への規制の廃止や大幅な緩和を図るとともに、条例で定めることができる範囲の大幅な拡大等を通じて、地方の裁量権を拡大する。

(三位一体の改革)

- ・「基本方針2003」に掲げられた基本的な方向に沿って、三位一体の改革に関する政府・与党協議会の合意（平成15年12月）を踏まえつつ、三位一体の改革を着実に推進していく。
- ・地方が自らの支出を自らの権限、責任、財源で賄う割合を増やすとともに、国と地方を通じた簡素で効率的な行財政システムの構築につながるよう、平成18年度までの三位一体の改革の全体像を平成16年秋に明らかにし、年内に決定する。その際、地方の意見に十分耳を傾けるとともに、国民への分かり易い説明に配慮する。
- ・全体像には、以下の点に留意しつつ、平成17年度及び平成18年度に行う3兆円程度の国庫補助負担金改革の工程表、税源移譲の内容及び交付税改革の方向を一体的に盛り込む。
そのため、税源移譲は概ね3兆円規模を目指す。その前提として地方公共団体に対して、国庫補助負担金改革の具体案を取りまとめるよう要請し、これを踏まえ検討する。
- ・国庫補助負担金の改革については、税源移譲に結び付く改革、地方の裁量度を高め自主性を大幅に拡大する改革を実施する。併せて、国・地方を通じた行政のスリム化の改革を推進する。その際、国の関与・規制の見直しを一体的に行うことが重要である。
- ・税源移譲については、三位一体改革の一環として、平成18年度までに、所得税から個人住民税への本格的な税源移譲を実施する。その際、応益性や偏在度の縮小といった観点を踏まえ、個人住民税所得割の税率をフラット化する方向で検討を行う。あわせて国・地方を通じた個人所得課税の抜本の見直しを行う。
- ・地方交付税については、地方団体の改革意欲を削がないよう、国の歳出の見直しと歩調を合わせて、地方の歳出を見直し、抑制する。一方、地域において必要な行政課題に対しては、適切に財源措置を行う。これらにより、地方団体の安定的な財政運営に必要な一般財源の総額を確保する。また、地方団体の効率的な行財政運営を促進するよう、地方交付税の算定の見直しを検討する。
- ・財政力の弱い団体においては、税源移譲額が国庫補助負担金の廃止、縮減に伴い財源措置すべき額に満たない場合があることから、実態を踏まえつつ、地方交付税の算定等を通じて適切に対応する。

義務教育費国庫負担金の取扱いについて

平成14年12月18日
総務・財務・文部科学3大臣合意

1. 義務教育に関する地方の自由度を大幅に拡大する観点から、平成15年度から学級編制の一層の弾力化や加配教職員に係るメニューの大括り化、定数の柔軟な活用など教職員配置の弾力化を進め、平成16年度において公立学校教員給与についての国立学校準拠制を廃止するとともに、平成16年度に義務教育費国庫負担制度の改革（例えば定額化・交付金化）のための具体的措置を講ずるべく、所要の検討を進める。
2. 義務教育費に係る経費負担の在り方については、現在進められている教育改革の中で義務教育制度の在り方の一環として検討を行い、これも踏まえつつ、「改革と展望」の期間中（平成18年度末まで）に国庫負担金全額の一般財源化について所要の検討を行う。
3. 上記に伴い、義務教育費国庫負担金の負担対象経費については、平成15年度において、共済長期給付及び公務災害補償に係る部分を一般財源化する。また、退職手当、児童手当等に係る部分の取扱いについては、関係省庁間における継続検討課題とし、平成16年度予算編成までに結論を得る。

義務教育費国庫負担金に関する一般財源化等の経緯について

○ 義務教育は、地方の「自治事務」である。

文部省も交え、国・地方の役割分担を重ねた結果として、平成12年施行の地方分権一括法で、学級編制の基準の設定、教職員の任免も機関委任事務から自治事務に転換することで決着し、公立学校教育については、ほぼ全面的に自治事務となったものである。

○ 義務教育費国庫負担金に関する一般財源化の近年の流れ

昭和60年 旅費及び教材費の一般財源化

昭和61年 恩給費、共済追加費用等について負担率を1/2
→1/3

昭和62年 共済長期給付について負担率を1/2→1/3

平成元年 恩給費の一般財源化

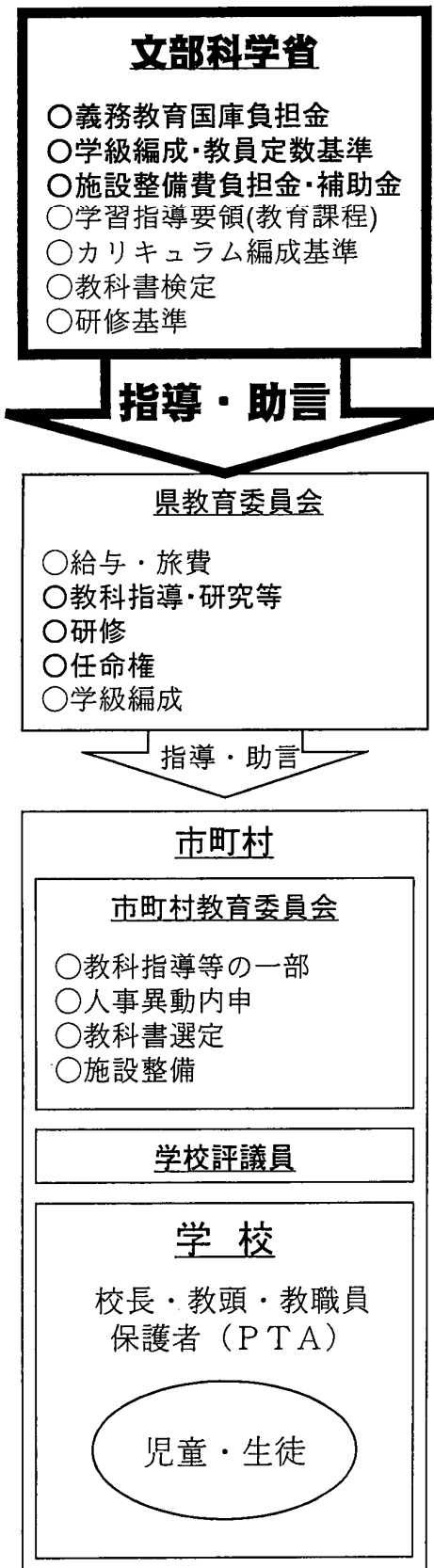
平成4年 共済追加費用等の段階的一般財源化

平成15年 共済長期給付及び公務災害補償基金負担金の一般財源化

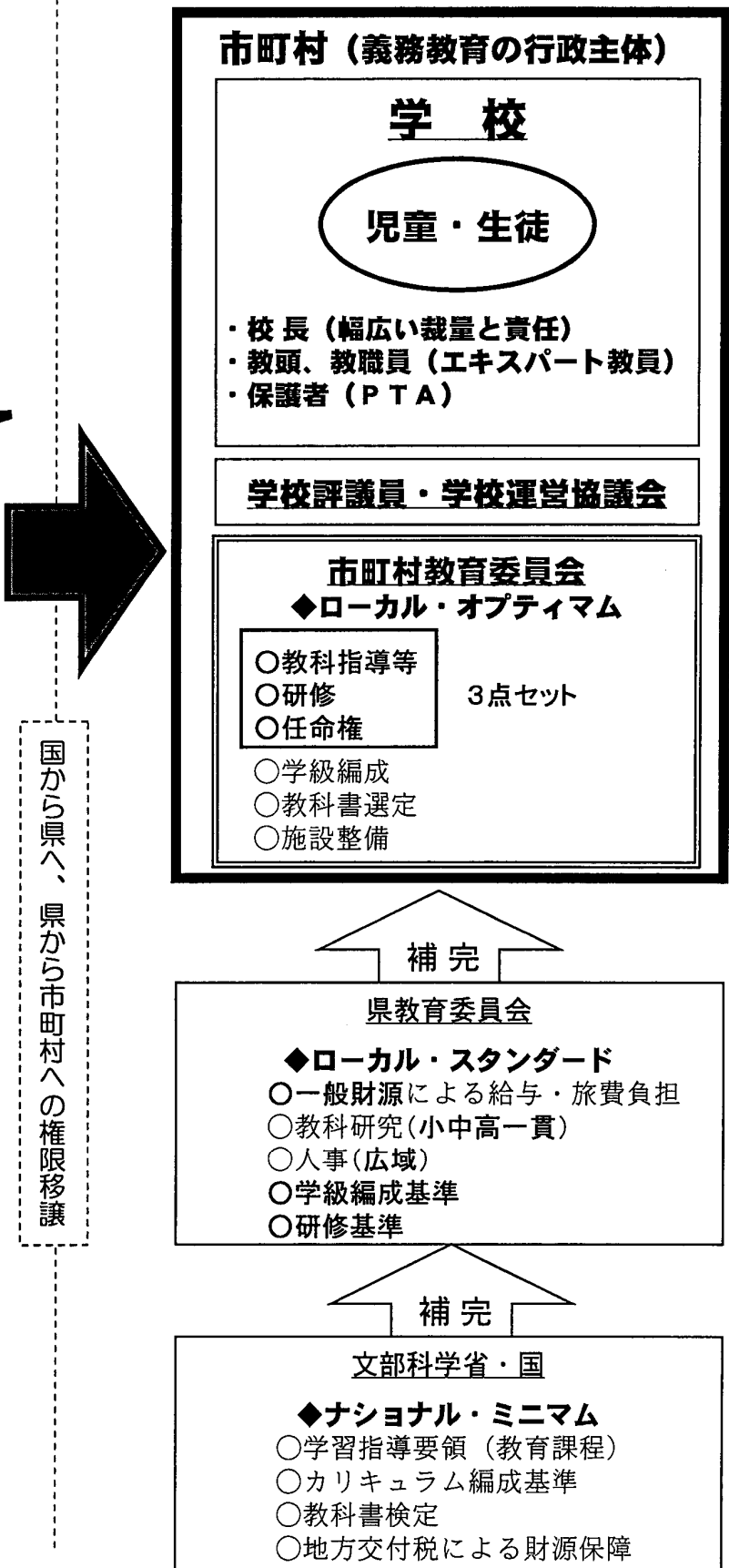
平成16年 退職手当及び児童手当の一般財源化
(税源移譲までの暫定的な措置として交付金化)

義務教育におけるあるべき国と地方の役割分担について（案）

◎従来のしくみ



◎あるべき国と地方の役割分担



岐阜県の目指す自治体教育

〈児童・生徒の個性・能力を引き出す児童・生徒本位の改革〉

I 自治体教育の推進を目指したこれまでの取り組み

・従来の文部科学省主導の画一的教育から脱却し、岐阜県独自の教育を展開

教育協議会(知事・県議会議長・教育委員長)

市町村教育会議(市町村長)

教育改革懇談会(県内各界各層の有識者)

教育改革研究会(学識経験者)

・岐阜県まるごと学園構想(All for One)の推進(教育の機会均等化)

教育を教育委員会任せにするのではなく県全体として幅広く改革をサポートするシステムを構築

II さらなる改革に向けて

1 教員人事

県教育委員会による
一元的な人事

市町村教育委員会に
段階的・試行的
に権限移譲

地域や住民の意向も
反映できるオープン
な人事システム

市町村長も参画可能な
広域的人事異動システムの構築を検討
(たとえばスカウト制・推せん制)

地域間・学校間・教員間の競争原理を活用

県は県と市町村との関係について
将来的なビジョンを示すとともに、
改革に伴って生じる諸問題に関し
市町村教育委員会を積極的に補完

ランキング評価
システムの導入

教育水準及び
教員の資質の向上

2 学級編成

国の一律の基準
による学級編成
(40人学級)

少人数指導と少人数学級を組み合わせた
柔軟かつ効果的な学級編成

少人数指導(H16年度完全実施)

〈基本3教科は25人以下の学習集団に分割して指導〉

少人数学級(H17年度実施を検討)

〈小学校1年生は35人程度で弾力的に学級を編成〉

学習意欲・基礎学力が
より効果的に向上

集団生活を行う上での
ルールと学ぶ基礎が
より効果的に身につく

生活保護費負担金及び児童扶養手当給付費 負担金に関する緊急意見

我々は、三位一体の改革の早期具体化を実現するため、国庫補助負担金の廃止・縮減とこれに見合う税源移譲について提言しているところであるが、生活保護費負担金及び児童扶養手当給付費負担金については、格差なく国による統一的な措置が講じられることが必要であり、廃止・縮減すべき国庫負担金とはしていない。

今般、厚生労働省は、平成16年度予算における国庫補助率をいずれも4分の3から3分の2に引き下げ、約1,970億円を削減する方針を打ち出した。これら負担金改革案は、地方の自由度の拡大につながらないばかりか、国の責任の後退を意味するものであり、単なる地方への負担転嫁と言わざるを得ない。また、三位一体の改革の趣旨に沿わないものであると同時に、弱い立場にある住民の生活に大きな悪影響を及ぼすものであり、到底受け入れられない。

三位一体の改革の具体化に当たっては、地方の意見を十分聴き、これを尊重するよう強く要請する。

平成15年11月28日

全国知事会
全国市長会

生活保護費負担金の見直しに関する談話

生活保護費負担金の国庫負担割合の引き下げをめぐる議論が関係省で再開されたとの報道があるが、これまでも主張してきたとおり、国庫負担割合の引き下げは、単なる地方への負担転嫁と言わざるを得ず到底受け入れられない。仮に、国の負担割合の引き下げが強行されるようなことがあれば、我々としては事務を返上する考えである。

平成16年8月5日

全国知事会

会長 梶原 拓

全国市長会

会長 山出 保

税源移譲に関する考え方についての声明

我々は、国と地方の信頼関係をもとに三位一体改革の推進に誠意を持って取り組んできたところである。

本日の閣僚懇談会において、谷垣禎一財務大臣が「公共事業は税源移譲の対象外であると地方6団体に明確に伝え、文書でも通知した。補助金を削減すれば財源の手当はない」と答えたという北側一雄国土交通大臣の会見の報道がなされている。

地方六団体は、報道にあるように、財務大臣から公共事業に関する税源移譲の考え方について明確に説明を受けたこともなく、また現時点においてもそのような通知文書を受け取っていない。

万一閣僚懇談会でこのような発言が行われたことが事実とするならば、事実を歪曲するものである。これについては財務大臣が一方的に決定することができるものではなく、これから国と地方の協議を踏まえて決定されるべき性格のものである。にもかかわらず、報道のような事実があったとするならば、いたずらに地方の不信と不安をあおるものであり、極めて遺憾である。

国においては、事実関係を明らかにし、国と地方の協議の場において、国と地方が信頼関係をもって協議できるよう強く要請する。

平成16年10月8日

全国知事会会長
梶原 拓

国と地方の歳出の伸びの比較

(平成15年度～16年度)

単位：億円・%

	H15	H16	伸び率
国			
一般会計	817,891	821,109	0.4
<small>社会保障関係(+4.2%)、文教及び科学振興費(△5.2%)、国債費(+4.6%)、 地方交付税交付金(△6.1%)、公共事業関係費(△3.5%)</small>			
うち地方交付税交付金等を除く	643,903	656,174	1.9



地方 = 地方財政計画ベース

	H15	H16	伸び率
地方			
普通会計	862,107	846,669	▲1.8

国による関与・規制の見直し等について

〔地方六団体「国庫補助負担金等に関する改革案」より抜粋〕

平成12年の地方分権一括法の施行により機関委任事務制度が廃止され、地方の主体性が一定程度高められたものの、現状では、法定受託事務、自治事務を問わず、法律、政省令、通達・通知などにより、地方公共団体の主体性を制約し、実質的に国が関与している事例が数多く存在している。

また、国庫補助負担金が廃止され、一般財源化された事業についても従来国庫補助負担金の交付条件とされていた必置規制、基準の義務付けが存置され、財政上の自由度がほとんど高まっていない事例が見受けられる。

このような、国による地方自治への関与・規制は、住民の意見や意向が的確に行政に反映されず、地域の実情に合った事業が実施できないなど、地方公共団体の判断と責任による行財政運営を阻害している。

したがって、地方公共団体の行財政運営に対する自己決定、自己責任の原則を確立するため、「三位一体の改革」を推進する車の両輪として、国庫補助負担金の改革に併せ、次に掲げる改革を行い、地方の自由度を拡大する必要がある。

（国による関与・規制の具体的事例で改革が必要であるという意見のあった主な事例（省庁別）は、別紙のとおり）

①必置規制、基準の義務付けの廃止

- ・国庫補助負担金の廃止により、一般財源化された事務事業について、必置規制、基準の義務付けを廃止
- ・自治事務については、原則として必置規制や処理基準、整備基準などの事務の細則を定めた政省令を廃止。また、これを条例で定めることとするよう、個別法の規定を早急に改正

②国の立法に対して地方の意見を反映する仕組みの構築

- ・地方の事務に係る法令の制定等に対し、国と地方の調整システムを構築

③地方の役割・権限の拡大

- ・地方が担う方が適切である事務が存在することから、国と地方の役割分担の見直しを実施し、国から地方へ、都道府県から市町村への規模、能力に応じた一層の事務・権限を移譲
- ・特に住民に身近な基礎自治体である市町村の役割・機能を拡充するとともに、市町村に対する都道府県の関与を廃止・縮小
- ・政省令が必要な場合であっても、条例が一定の範囲内で政省令に規定された内容の弾力化を図りうる仕組みを創設
- ・法律による条例への授權範囲を拡大

国による関与・規制の具体的事例

各省庁共通

【共通1】国庫補助事業で整備した施設の目的外使用

国庫補助事業で整備した施設を他の目的に使用する場合、政令により残存価額に相当する補助金を返還しなければならないため、施設の一部を公共的な利用目的であってもボランティアなどの民間の団体に貸し出すことができない。

<参照>補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律、同法施行令（政令）

【共通2】地方公共団体の各種基本計画

地方公共団体が地域の各種基本計画を策定する場合、本来自治事務であるにもかかわらず、国土交通大臣等の協議、同意が必要とされているため、地方公共団体の自主性、自立性が阻害され、また、協議等に労力と時間を費やしている。

<主な基本計画>

- ・土地利用基本計画
- ・農業振興地域整備基本方針
- ・下水道整備総合計画
- ・都道府県立自然公園計画 など

【共通3】国から地方公共団体への資料提出要求

国から地方公共団体への資料提出要求が後を絶たず、「助言・勧告・情報提供に必要」という法定要件を欠いたり、短期間で回答を求めたりするため、地方公共団体の過重な負担となっている。

<参照>地方自治法

厚生労働省

【厚生労働1】木造による社会福祉施設の整備

木造による社会福祉施設の整備については、建築基準法には適合しても、厚生労働省の個々の設置基準により困難となっている。例えば、木造2階建ての特別養護老人ホームについては、建築基準法では2階が300㎡未満の場合は設置できるが、厚生労働省の基準では木造は平屋建てに限られており、設置できないことになる。

<参照>特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（省令）

【厚生労働2】幼稚園、保育所の施設設置基準

幼稚園と保育所では、施設設置基準等が異なっている。保育所には全国一律の児童福祉施設最低基準により調理室を設けることが義務付けられており、調理室の設置費用および調理員の人件費が相当な負担となる。このため、例えば、地方公共団体が住民ニーズに沿って既存の幼稚園の空き教室等を利用して保育所を設置することが困難となっている。

また、保育士の数、乳児室の面積などについても、平成16年度に公立保育所の運営費が一般財源化されたにもかかわらず、基準の見直しがなされていない。

<参照>児童福祉施設最低基準（省令）

【厚生労働3】個別的労使紛争

都道府県は、個別的労使紛争について従来から労働相談等を実施しており、利用者の側からすれば、従来からのノウハウを有し、地方の実情や特性を踏まえた解決が期待できる都道府県が個別的労使紛争の解決を担当することが望ましい。しかし、国は、法律により個別労働関係紛争の解決を国の直轄事務とし、地方公共団体との競合関係を生じさせている。

<参照>個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律

【厚生労働4】認可保育所の入所要件

児童福祉法により「保育に欠ける」という入所要件を満たさなければ、認可保育所に子供を入所させることができない。「保育に欠ける」要件は、保護者が、昼間労働することを常態としていること、同居の親族を常時介護していることなど、児童福祉法施行令に基準として限定列挙されている。このため、入所決定の判断が画一的となり、不規則勤務や夜間勤務の人などは、保育所を利用することが難しく、また、在宅で子育て中の家庭が、資格取得や育児疲れ等を理由に、子供を入所させることができない。

<参照>児童福祉法、同法施行令

【厚生労働5】職業能力開発校の設置

職業能力開発促進法により県は職業能力開発校を設置することが義務付けられているため、都道府県に一つしかない場合は、同じ内容を開講する民間の職業能力開発施設が近辺にいくつかでき、職業能力開発校がほとんど利用されなくなっても廃校できない。

<参照>職業能力開発促進法

農林水産省

【農林水産1】中山間地域総合整備事業により整備した活性化施設

中山間地域総合整備事業により整備した活性化施設内では、国の手引き書により地域の特産物や農産物のPR等を目的とした展示の傍ら小規模の販売を行うこともできるとしているが、直売の常設施設や営利目的の販売等は認められていない。

<参照>中山間地域総合整備事業に係る手引き書

【農林水産2】持続性の高い農業生産方式の導入

持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律では、都道府県が導入指針を定め、農業者が策定する導入計画を認定し、導入に係る金融・税制上の支援措置を講ずることとしている。しかし、農業生産方式の内容が法律及び省令で詳細に規定されているため、事務を執行する都道府県において、区域の特性に応じた解釈・運用を行う余地がない。

<参照>持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律

【農林水産3】農地転用

農地の転用にあたっては、2 ha 超4 ha 以下は国への協議、4ha 超は国の許可が必要となっており、協議への回答や許可まで相当の労力と時間を要している。農地転用の許可事務は、すでに全国統一的な基準によって行われており、特段国の関与の必要性は低い。

<参照>農地法

【農林水産4】海岸保全施設の整備

(国土交通省に同じ)

海岸保全施設の整備は、国土交通省河川局、同省港湾局、農林水産省農村振興局、同省水産庁とそれぞれ所管する省庁が異なるため、同じ地区であっても整備完了時期に差が生じ、一体的に整備することができない。

<各補助事業実施要綱>

経済産業省

【経済産業1】廃棄家電の引取等に関する監督業務 (環境省に同じ)

特定家庭用機器再商品化法により廃棄家電の引取等に関する監督業務は、国の直接執行事務とされているが、国の監視が行き届きにくく、廃棄家電が不法投棄された場合は地方公共団体が処理せざるを得ない。しかし、同法上、地方公共団体は小売業者等への報告徴収や立入検査を行う権限を有しておらず、適切な対応ができない。

<参照> 特定家庭用機器再商品化法

【経済産業2】商工会議所の定款変更

商工会議所の定款（役員および部会部分）を変更する場合、商工会議所法施行規則により定款に関しては国と県に権限が分かれているため、国と県それぞれに同じ定款変更の許可申請を行う必要がある。

<参照> 商工会議所法施行規則（省令）

国土交通省

【国土交通1】福祉のまちづくりでの総合行政

地方が主体的・先導的に取り組んできた福祉のまちづくりの分野に、事後に交通バリアフリー法により公共交通機関の旅客施設や車両等に関する構造・設備基準を設け、審査や改善命令を国の直接執行事務としたため、地方公共団体が福祉のまちづくりでの総合行政を実施しづらくなっている。

<参照>交通バリアフリー法、福祉のまちづくり条例（一般的な例）

【国土交通2】海岸保全施設の整備

（農林水産省に同じ）

海岸保全施設の整備は、国土交通省河川局、同省港湾局、農林水産省農村振興局、同省水産庁とそれぞれ所管する省庁が異なるため、同じ地区であっても整備完了時期に差が生じ、一体的に整備することができない。

<各補助事業実施要綱>

【国土交通3】国定公園内の新たな遊歩道整備

国定公園内に新たな遊歩道を整備しようとしても、国の要領で国定公園計画の見直しは5か年ごとしか行わず、この間は原則として計画変更を行わないこととされているため、見直しまでの数年間は整備することができない。

<参照>国立公園計画の再検討要領（※準用通知）

【国土交通4】新住宅市街地開発法に基づき造成した宅地の処分

新住宅市街地開発法に基づき造成した宅地を処分する際は、事前に、価格、処分方法等を定めた処分計画を作成して、国土交通大臣に協議し、その同意を得ることが必要とされており、事前協議に時間がかかるため、迅速に処分を進めることができない。

<参照>新住宅市街地開発法

【国土交通5】土地利用計画

土地利用計画上、企業向けの処分用地が「特定業務施設用地（＝事業所等）」と「公益的施設用地（＝学校、購買施設等）」に細分化されているため、進出希望企業から、用途区域をまたがるような大型商業施設の立地意向があった場合、立地予定地の土地利用計画を一部変更（特定業務施設用地→公益的施設用地）する必要があり、迅速な誘致交渉を進めることができない。

<参照>新住宅市街地開発法

【国土交通6】小規模宅地処分

民間事業者から、府県の宅地を購入して住宅を建設し、住宅付き宅地として住宅需要者に販売したいという希望があっても、新住宅市街地開発法施行令では、「全体住区面積の1/3以内」で、かつ、「一団の宅地として25戸以上」でなければ、民間事業者へのいわゆる「卸売り」は認められておらず、小規模宅地処分の妨げになっている。

<参照>新住宅市街地開発法、同法施行令

環境省

【環境1】廃棄家電の引取等に関する監督業務 （経済産業省に同じ）

特定家庭用機器再商品化法により廃棄家電の引取等に関する監督業務は、国の直接執行事務とされているが、国の監視が行き届きにくく、廃棄家電が不法投棄された場合は地方公共団体が処理せざるを得ない。しかし、同法上、地方公共団体は小売業者等への報告徴収や立入検査を行う権限を有しておらず、適切な対応ができない。

<参照>特定家庭用機器再商品化法

【環境2】松くい虫の防除作業

松くい虫の防除作業に早急に取り組まなければならないにもかかわらず、被害拡大防止林の区域指定に関する国の同意を得るために2カ月要したため、実際に防除作業を行ったのは3カ月後となった。

<参照>森林病虫害防除法